

川崎市保育士修学資金貸付事業実施要綱

28川こ子推第197号

平成28年11月1日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、「保育士修学資金の貸付け等について」（平成28年2月3日厚生労働省発雇児0203第3号厚生労働事務次官通知）及び「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（平成28年2月3日厚生労働省発雇児0203第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める保育士修学資金貸付事業（以下「貸付事業」という。）を実施することにより、養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生の円滑な修学及び資格の取得を促進し、もって保育人材の確保を図ることを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条 貸付事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が実施するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する者をいう。
- (2) 養成施設 法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。
- (3) 保育所等 次に掲げる施設等をいう。
 - ア 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設、同条第4項に規定する児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設、法第7条第1項に規定する児童福祉施設、法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設及び養成施設
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち、次に掲げるもの
 - (ア) 教育時間の終了後等に行う教育活動（預り保育）を常時実施している施設
 - (イ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園への移行を予定している施設
 - ウ 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園
 - エ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - オ 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業であって、法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - カ 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業であって、法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
 - キ 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業であって、法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
 - ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、次に掲げるもの

(ア) 法第59条の2第1項の規定により届出をした施設

(イ) (ア)に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設

(ウ) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条第1項に定める事業所内保育施設コース助成金の助成を受けている施設

(エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」（平成22年3月24日医政発0324第21号）に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設

(オ) 国、都道府県又は市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

コ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について（平成28年5月2日府子本第305号、雇児発0502第1号）」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

サ 国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって法第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」及び「むらさき愛育園」（以下「国立児童自立支援施設等」という。）

（貸付対象者）

第4条 修学資金等の貸付対象者（以下「貸付対象者」という。）は、保育士資格の取得のため、養成施設に在学する者のうち、次の要件を満たす者とする。ただし、都道府県及び本市以外の政令指定都市又は都道府県若しくは本市以外の政令指定都市が適当と認める団体から重複して同種の貸付けを受けることはできない。

(1) 養成施設を卒業後、保育士として次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年数以上引き続き保育所等での業務に従事しようとする意思を有すること。

ア 中高年離職者（養成施設の入学時において45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。以下同じ。） 3年

イ アに掲げる者以外の者 5年

(2) 学業優秀であること。

(3) 家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付けが必要と認められる者

(4) 生活費加算の貸付けについては、次のいずれかに該当する者

ア 第7条に定める貸付けの申込み時に、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の存する世帯に属する者

イ アに準ずる経済状況にある者として、市長が認める者

（貸付期間等）

第5条 貸付期間等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 修学資金及び生活費加算 養成施設における正規の修学期間を限度として、貸付期間とすることがで

きるものとする。

- (2) 入学準備金 入学した年度に貸し付けるものとする。
- (3) 就職準備金 卒業する年度に貸し付けるものとする。

(貸付額)

第6条 貸付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 修学資金（学費相当） 月額50,000円以内とする。ただし、貸付額の総額は1,200,000円以内とし、養成施設に対する授業料等の納付金の額にかかわらず、本人の希望する額を貸し付けることができるものとする。
- (2) 入学準備金 200,000円以内とする。ただし、入学準備金のみを貸し付けることはできない。
- (3) 就職準備金 200,000円以内とする。ただし、就職準備金のみを貸し付けることはできない。
- (4) 生活費加算 養成施設に在学する期間の生活費の一部として、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章1（1）において定められる基準生活費のうち、当該貸付対象者の居住地が該当する級地及び当該貸付対象者の年齢区分に対応する第1類費の額に相当する額（1,000円未満は切り捨てとする。）の範囲内で加算できるものとする。ただし、生活費加算のみを貸し付けることはできない。

(貸付けの申込み)

第7条 貸付けを受けようとする者（以下「申込人」という。）は、在学する養成施設の長の推薦を受け、当該養成施設を通じて、市社協に申し込まなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 市社協は、第4条各号の要件を満たす者から貸付けの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

- 2 市社協は、貸付けの可否を決定したときは、養成施設を通じてその旨を申込人に通知するものとする。生活費加算の貸付けを行う場合であって、申込人が第4条第4号アに該当する者であるときは、市社協は、申込人の居住地を管轄する福祉事務所長にも通知しなければならない。

(貸付方法及び利子)

第9条 市社協は、貸付けを行おうとするときは、申込人と貸付契約を締結するものとする。

- 2 修学資金等は、原則、年度ごとに一括して交付するものとする。
- 3 利子は無利子とする。

(保証人)

第10条 申込人は、保証人を立てなければならない。

- 2 申込人が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。ただし、申込人が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくは自立援助ホームに入所している児童又は里親若しくはファミリーホームに委託中の児童で、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合であって、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は、児童相談所長）の意見書等により貸付けを行うことで、申込人の修業環境の確保が図られるときは、保証人は法定代理人以外の者でも差し支

えないものとする。

3 保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第11条 市社協は、貸付契約の相手方（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その契約を解除するものとする。

- (1) 修学資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (2) 次のいずれかに該当し、貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - ア 退学したとき。
 - イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - ウ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - エ 死亡したとき。
 - オ その他、貸付事業の目的を達する見込みがなくなつたと明白に認められるとき。

2 市社協は、修学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から、当該事由が消滅した日の属する月の分までの修学資金等については、貸付けを行わないものとする。

(返還の債務の当然免除)

第12条 市社協は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金等の返還の債務を免除する。

- (1) 養成施設を卒業し、保育士の登録を行った修学生が卒業した日から1年以内に本市内（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国を対象区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、当該被災県を対象区域とする。以下同じ。）の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、人事異動等修学生の意思によらず本市外の保育所等において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。
- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。
- (3) 保育士の登録を行った修学生が第1号に規定する業務に従事することができなかった場合であつて、養成施設卒業後1年以内に同号に規定する業務以外に従事する者については、市社協が本人の申請に基づき同号に規定する業務に従事する意思があると認めたときは、同号に規定する養成施設を卒業した日から「1年以内」を「2年以内」と読み替えることができる。

(返還)

第13条 修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間（次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、貸付けを受けた修学資金等を返還しなければならない。ただし、この期間内に返還することができない特別の事情があるときは、修学生の申し出に基づき、市社協が定め

る期間内に返還することができるものとする。

- (1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。
 - (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
 - (3) 養成施設を卒業した日から1年以内に本市内の保育所等において前条第1号に規定する業務に従事しなかったとき。
 - (4) 本市内の保育所等において前条第1号に規定する業務に従事していない場合であって、同号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 返還は、月賦、半年賦又は年賦の均等払いの方法のうち、市社協が指定する方法とする。ただし、修学生が残額の一括返還、又は繰上げ返還を希望するときは、これを返還することができる。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 市社協は、修学生が、修学資金等の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金等の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 2 市社協は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- (1) 本市内の保育所等において第12条第1号に規定する業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 市社協は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により、貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
 - (2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部
 - (3) 本市内の保育所等において第12条第1号に規定する業務に2年以上従事したときは、返還の債務の額の一部
- 2 前項第1号又は第2号に該当する場合の返還の債務の裁量免除は、相続人又は第10条第1項に規定する保証人に対して請求を行ってもなお返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。
- 3 第1項第3号に該当する場合の返還の債務の裁量免除は、修学生の状況を十分把握の上、個別に適用する。この場合において、2年以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用対象外とする。

(延滞利子)

第16条 市社協は、修学生が、正当な理由なく、修学資金等を返還日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前に貸付を受けた者について

は従前の年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、この限りではない。

(財政措置等)

第17条 市は、市社協に対し、予算の範囲内において、貸付事業の実施に必要な費用を補助することができる。

2 市社協は、貸付事業の実施に必要な事務費については、別途本市が定める金額の範囲で使用できるものとする。

(会計経理)

第18条 市社協は、貸付事業に関する会計処理にあたっては、経理内容が明確になるよう処理しなければならない。なお、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長、老健局長連名通知)別紙「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において会計を明確に区分することとする。

2 市社協は、貸付事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した返還金は、前項に規定する会計に繰り入れるものとする。

3 市社協は、貸付事業を廃止した場合、その時点において市社協が保有する前条第1項に規定する補助金の残額及び当該年度以降その年度において返還された修学資金等に相当する金額を毎年度、本市に返還するものとする。

(市への報告等)

第19条 市社協は、貸付事業の実施に当たり、毎年度、川崎市保育士修学資金貸付事業計画書(第1号様式)を作成し、その内容について、市長の承認を得なければならない。計画の内容を変更するときも、同様とする。

2 市社協は、毎年度終了後、川崎市保育士修学資金貸付事業実績報告書(第2号様式)を作成し、市長に報告しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市と市社協がその都度協議して決定するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(平成28年度における交付の特例)

2 平成28年度中に限り、第9条第2項中「年度内2回の分割の方法」とあるのは「一括」と読み替える

ものとする。

附 則

この要綱は、平成29年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

